

実施方針の修正について

下記案件の実施方針を次のとおり修正します。

令和4年2月7日

奈良県知事 荒井 正吾

1. 公告日 令和3年12月14日

2. 案件名 安堵連絡管第1工区整備事業

3. 修正内容

実施方針 4. 8 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱いについて、以下のとおり修正します。

[訂正前]

応募者の代表企業及び構成企業が、参加表明書の提出の日の翌日から特定通知の日までの間、「**第4章 応募者の備えるべき応募資格**」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

1) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該特定JVを失格とする。

2) 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに奈良県水道局へ参加表明書を提出し、応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

[訂正後]

応募者の代表企業及び構成企業が、参加表明書の提出の日の翌日から特定通知の日までの間、「**第4章 応募者の備えるべき応募資格**」に記載されている資格要件を喪失した場合は、当該特定JVを失格とする。